

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

(薬務課)

一

告 示

○国土調査の成果の認証

(地域復興支援課)

一

○生活保護法による医療機関の指定

(社会福祉課)

二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(同)

二

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

二

○農用地利用配分計画の認可の申請

(同)

三

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

三

○保安林の指定の予定(二件)

(同)

三

○海岸保全区域の変更(二件)

(河川課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

(都市計画課)

六

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(同)

六

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁特別支援教育課)

七

定

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

七

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

九

規 則

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

薬剤師法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

「2 字は墨、インク等を用い、楷書ではつぎり書くこと。」を「2 字は墨、インク等を用い、楷書ではつぎり書くこと。」に改める。

3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の薬剤師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の薬剤師法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第二百三十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

柴田町

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十八年年度まで

三 成果の名称

柴田町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡柴田町成田寺田、同字倉坂の一部、同字入、同字坂元前、同字和田前、同字倉元前、同

字寺前の一部
五 認証年月日

平成三十一年三月十八日

○宮城県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一丁目五―十六	平成三十一年三月一日
つばさ薬局松陽台店	塩竈市松陽台二丁目十六―一	平成三十一年三月一日
つばさ薬局松島店	宮城県松島町松島字普賢堂五―五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町矢越三百四十一―一	平成三十一年三月一日
つばさ薬局古川店	大崎市古川駅東二丁目十二―二十五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局船岡店	柴田郡柴田町船岡新築四丁目三―十五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局	多賀城市下馬二丁目十三―十五	平成三十一年三月一日
宮城調剤薬局亘理店	亘理郡亘理町字旧館三十一―一	平成三十一年三月一日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一丁目三番二十二号	平成三十年十二月十二日
なかやま整形外科クリニック	岩沼市押分字間畑十番地一	平成三十一年一月一日
よねやま歯科	登米市米山町西野字西裏三十九	平成三十一年二月一日
カワチ薬局多賀城店	多賀城市笠神四―八―一	平成三十一年三月一日

○宮城県告示第二百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
正明薬局三日町店	大崎市古川三日町一―三―二十三	平成三十年十二月十一日
なかやま整形外科クリニック	岩沼市押分字間畑十番地一	平成三十年十二月三十一日
水の里歯科	登米市東和町米谷字元町二百	平成三十一年一月三十一日
つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一丁目五―十六	平成三十一年二月二十八日
つばさ薬局松陽台店	塩竈市松陽台二丁目十六―一	平成三十一年二月二十八日
つばさ薬局松島店	宮城県松島町松島字普賢堂五―五	平成三十一年二月二十八日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町矢越三百四十一―一	平成三十一年二月二十八日
つばさ薬局古川店	大崎市古川駅東二丁目十二―二十五	平成三十一年二月二十八日
つばさ薬局船岡店	柴田郡柴田町船岡新築四丁目三―十五	平成三十一年二月二十八日
つばさ薬局	多賀城市下馬二丁目十三―十五	平成三十一年二月二十八日

○宮城県告示第二百四十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

平成三十一年三月二十二日

○宮城県告示第二百四十三号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十一年三月二十二日から平成三十一年四月五日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

平成三十一年三月十一日

三 縦覧場所

○宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市赤岩物見七九の二二から七九の二七まで、七九の二九、七九の三〇、八一の二二

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路及び駐車場用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市赤岩物見八一の三（次の図に示す部分に限る）、八一の一〇、八一の一五から八一の

二〇まで、八一の二二、八一の二三

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路及び駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字地志貝二三一の四〇から二三一の四二まで、津山町柳津字大土三四の六一、三四の六七、九九の三七、九九の四一、九九の四七、九九の五〇、九九の五二、九九の六〇、九九の六一、九九の六三、九九の五九・九九の六四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・二百三十一号清水沢多賀城線及び三・四・百四十九号津波復興拠点連絡線

三 事業施行期間

「平成二十六年八月十九日から平成三十一年三月三十一日まで」を

「平成二十六年八月十九日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立特別支援学校給食調理等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年二月二十七日

四 落札者の名称及び所在地 シブヤ食品株式会社 仙台市若林区六丁の目北町十六番五号

五 落札金額 五千六百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十一年一月十八日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

宮城県公安委員長 山口 哲男

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第2（第3条関係）
駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
気仙沼警察署	(略)	(略)
	鹿折駐在所	気仙沼市西 みなと町10 番地
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
河北警察署	雄勝駐在所	石巻市雄勝 町上雄勝一 丁目5番地
	船越駐在所	石巻市雄勝 町船越字清 水311番地
	(略)	(略)
北上駐在所	石巻市北上 町十三浜字 立神9番地	

改正後

別表第2（第3条関係）
駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
気仙沼警察署	(略)	(略)
	鹿折駐在所	気仙沼市新 浜町一丁目 4番21号
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
河北警察署	雄勝駐在所	石巻市雄勝 町雄勝字下 雄勝12番地 28
	(略)	(略)
	(略)	(略)
北上駐在所	石巻市北上 町十三浜字 小田93番地	

(略)

別表第3 (略)

別表第4 (第4条関係)

仙台中央警察署～大和警察署 (略)
石巻警察署

名称	受持区域
(略)	石巻市のうち 茜平一丁目から茜平五丁目まで、あけぼの二丁目からあけぼの三丁目まで、あけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目

蛇田交番

名称	受持区域
(略)	、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目まで、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで (略)

気仙沼警察署

名称	受持区域
(略)	気仙沼市のうち 朝日町、新町、一景島、入沢、魚市場前、魚浜町、後九条、太田一丁目、太田二丁目、柏崎、上田中一丁目、上田中二丁目、神山、川口町一丁目、川口町二丁目、川畑、河原田一丁目、河原田二丁目、

(略)

別表第3 (略)

別表第4 (第4条関係)

仙台中央警察署～大和警察署 (略)
石巻警察署

名称	受持区域
(略)	石巻市のうち 茜平一丁目から茜平五丁目まで、あけぼの二丁目からあけぼの三丁目まで、あけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目、あゆみ野一丁目からあゆみ野五丁目まで、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目まで、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで (略)

蛇田交番

名称	受持区域
(略)	、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目まで、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで (略)

気仙沼警察署

名称	受持区域
(略)	気仙沼市のうち 朝日町、新町、一景島、入沢、魚市場前、魚浜町、後九条、太田一丁目、太田二丁目、柏崎、上田中一丁目、上田中二丁目、神山、川口町一丁目、川口町二丁目、川畑、河原田一丁目、河原田二丁目、

気仙沼中央交番

九条、化粧坂、駒場、幸町一丁目から幸町四丁目まで、柴町、魚町一丁目から魚町三丁目まで、笹が陣、沢田、潮見町二丁目、潮見町、四反田、常楽、新浜町一丁目、新浜町二丁目、陣山、反松、滝の人、館山一丁目、館山二丁目、田中、田中前一丁目から田中前四丁目まで、田谷、田谷前、内の脇一丁目から内の脇三丁目まで、内ノ脇、仲町一丁目、仲町二丁目、南郷、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町、浜、浪町一丁目、浜町二丁目、浜見山、福美町、古町一丁目から古町四丁目まで、古町、弁天町一丁目、弁天町二丁目、本郷、町裏、三日町一丁目から三日町三丁目まで、港町、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南町一丁目から南町四丁目まで、南町海岸一本浜町一丁目、本浜町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目	気仙沼市のうち 大岩井山、大浦、大峠山、上西側、上東側、上東側根、蔵底、小々汐、三ノ浜、白石、高判形山、中みなと町、浪板、西中才、西八幡町、
---	---

鹿折駐在所

九条、化粧坂、駒場、幸町一丁目から幸町四丁目まで、柴町、魚町一丁目から魚町三丁目まで、笹が陣、沢田、潮見町二丁目、潮見町、四反田、常楽、陣山、反松、滝の人、館山一丁目、館山二丁目、田中、田中前一丁目から田中前四丁目まで、田谷、田谷前、内の脇一丁目から内の脇三丁目まで、内ノ脇、仲町一丁目、仲町二丁目、南郷、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町、浜、浪町一丁目、浜町二丁目、浜見山、福美町、古町一丁目から古町四丁目まで、古町、弁天町一丁目、弁天町二丁目、本郷、町裏、三日町一丁目から三日町三丁目まで、港町、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南町一丁目から南町四丁目まで、南町海岸一本浜町一丁目、本浜町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目	気仙沼市のうち 大岩井山、大浦、大峠山、上西側、上東側、上東側根、蔵底、小々汐、三ノ浜、白石、高判形山、中みなと町、浪板、西中才、西八幡町、
---	---

気仙沼中央交番

九条、化粧坂、駒場、幸町一丁目から幸町四丁目まで、柴町、魚町一丁目から魚町三丁目まで、笹が陣、沢田、潮見町二丁目、潮見町、四反田、常楽、陣山、反松、滝の人、館山一丁目、館山二丁目、田中、田中前一丁目から田中前四丁目まで、田谷、田谷前、内の脇一丁目から内の脇三丁目まで、内ノ脇、仲町一丁目、仲町二丁目、南郷、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町、浜、浪町一丁目、浜町二丁目、浜見山、福美町、古町一丁目から古町四丁目まで、古町、弁天町一丁目、弁天町二丁目、本郷、町裏、三日町一丁目から三日町三丁目まで、港町、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南町一丁目から南町四丁目まで、南町海岸一本浜町一丁目、本浜町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目	気仙沼市のうち 大岩井山、大浦、大峠山、上西側、上東側、上東側根、蔵底、小々汐、三ノ浜、白石、新浜町一丁目、新浜町二丁目、高判形山、中みなと町、浪板、錦町一丁目、錦町二丁目、西中才、西八幡町、
---	---

鹿折駐在所

九条、化粧坂、駒場、幸町一丁目から幸町四丁目まで、柴町、魚町一丁目から魚町三丁目まで、笹が陣、沢田、潮見町二丁目、潮見町、四反田、常楽、陣山、反松、滝の人、館山一丁目、館山二丁目、田中、田中前一丁目から田中前四丁目まで、田谷、田谷前、内の脇一丁目から内の脇三丁目まで、内ノ脇、仲町一丁目、仲町二丁目、南郷、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町、浜、浪町一丁目、浜町二丁目、浜見山、福美町、古町一丁目から古町四丁目まで、古町、弁天町一丁目、弁天町二丁目、本郷、町裏、三日町一丁目から三日町三丁目まで、港町、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南町一丁目から南町四丁目まで、南町海岸一本浜町一丁目、本浜町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目	気仙沼市のうち 大岩井山、大浦、大峠山、上西側、上東側、上東側根、蔵底、小々汐、三ノ浜、白石、新浜町一丁目、新浜町二丁目、高判形山、中みなと町、浪板、錦町一丁目、錦町二丁目、西中才、西八幡町、
---	---

西八幡前、西みなと町、 二ノ浜_____、東中才、東 八幡前、東みなと町、港_ _____
(略)

佐沼警察署・登米警察署 (略)
河北警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
雄勝駐在所	石巻市のうち 雄勝町(分浜、水浜、明 神、小島、雄勝、伊勢畑 一丁目、下雄勝一丁目か ら下雄勝三丁目まで及び 上雄勝一丁目から上雄勝 三丁目まで)
船越駐在所	石巻市のうち 雄勝町(船越、名振、大 須、熊沢、桑浜、大浜及 び立浜)
(略)	(略)

南三陸警察署・古川警察署 (略)
遠田警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
二郷駐在所	遠田郡美里町のうち 木間塚(十王山_____を 除く。)、二郷
大柳駐在所	遠田郡美里町のうち 大柳、木間塚(十王山_ _____)、名鱈、練牛、福ヶ袋、

西八幡前、西みなと町、 二ノ浜、浜、浜町一丁目、 浜町二丁目、東中才、東 八幡前、東みなと町、港、 本浜町一丁目、本浜町二 丁目
(略)

佐沼警察署・登米警察署 (略)
河北警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
雄勝駐在所	石巻市のうち 雄勝町_____
(略)	(略)

南三陸警察署・古川警察署 (略)
遠田警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
二郷駐在所	遠田郡美里町のうち 木間塚(十王山、砂押、 寺前、原田及び古館を除 く。)、二郷
大柳駐在所	遠田郡美里町のうち 大柳、木間塚(十王山、 砂押、寺前、原田及び古 館)、名鱈、練牛、福ヶ袋、

和多田沼	和多田沼
若柳警察署～亘理警察署 (略)	若柳警察署～亘理警察署 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第4石巻警察署の項の改正規定及び同表遠田警察署の項の改正規定は公布の日か
ら、別表第2気仙沼警察署の項の改正規定及び別表第4気仙沼警察署の項の改正規定は平成31年3月
25日から、別表第2河北警察署の項の改正規定及び別表第4河北警察署の項の改正規定は同年4月1
日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第29号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの
規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成31年3月22日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員 の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が 他の運転免許に係る技能検定員の資格又は 教習指導員の資格を追加して取得しようと する者	平成31年5月8日から	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地
新たに大型、中型自動車二種免許及び 普通自動車二種免許に係る技能検定員の 資格又は教習指導員の資格を取得しよう とする者で平成30年、31年度自動車安全運 転センター中央研修所を修了したこと により資格審査の一部科目が免除となる者	平成31年6月28日まで	宮城県運転免許セン ター
自動車安全運転センター中央研修所を修 了したこと等により資格審査の全科目が免 除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成31年3月22日(金)から平成31年4月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分ま

で（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成31年3月22日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時
15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601